

## 川崎市若手技術者・女性技術者・若手現場代理人表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、若手技術者・女性技術者・若手現場代理人（以下「若手技術者等」という。）の技術力の向上及び担い手育成の強化に関して、他の模範となる若手技術者等を本市が表彰することにより、本市における建設事業等の発展及び若手技術者等の施工技術・業務意欲の向上を図り建設業等の健全な育成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監理技術者等 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定される監理技術者又は主任技術者若しくは建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第29条に定める者のいずれかの技術者
- (2) 現場代理人 川崎市が発注した工事において工事請負契約約款に規定される現場代理人の者
- (3) 若手技術者 川崎市が発注した工事において監理技術者等として従事した者のうち、当該工事が完成した年度の末日時点における年齢が満40歳未満の者
- (4) 女性技術者 川崎市が発注した工事において女性の監理技術者等として従事した者
- (5) 若手現場代理人 川崎市が発注した工事において現場代理人として従事した者のうち、当該工事が完成した年度の末日時点における年齢が満40歳未満の者
- (6) 候補者 第3号から第5号のいずれかに該当する者のうち、川崎市が発注した工事を受注し完成させた事業者が川崎市長へ表彰の

候補者として推薦する者

(表彰の対象者)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、第1条の目的により表彰するにふさわしいと認められる、川崎市内に本社がある事業者において従事する若手技術者等に対して行う。

- (1) 川崎市が発注する工事を、適正な執行管理により特に優秀な成績をもって完成させた若手技術者
- (2) 川崎市が発注する工事を、適正な執行管理により特に優秀な成績をもって完成させた女性技術者
- (3) 川崎市が発注する工事を、適正な現場運営により特に優秀な成績をもって完成させた若手現場代理人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する若手技術者等については、表彰を行わないものとする。

- (1) 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を、表彰を行う年度の前年度の当初から表彰日までの間に受けた事業者において従事するもの
- (2) その他表彰することが不相当と認められるもの

(被表彰者の選考)

第4条 川崎市が発注した工事を受注し完成させた事業者は、前条第1項各号に該当する場合に、川崎市長へ候補者の推薦書を提出することができる。

2 前項の推薦があった場合は、川崎市優良事業者表彰要綱第3条の規定に基づき設置される川崎市優良事業者審査委員会(以下「委員会」という。)において、推薦された候補者について調査審議し、その結果を市長に報告する。

3 被表彰者の選考の基準について必要な事項は別に定める。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、委員会の審議結果に基づき被表彰者を決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、原則として毎年度1回、川崎市優良事業者表彰と同日に行うものとし、市長が表彰状を授与して行う。この場合において、記念品を添えることができる。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。